

## 【注意喚起】

新型コロナウイルス感染拡大を受けた滞在許可期限延長の措置は今後取られません

(9月16日発出領事メール)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、アイルランド入国管理局は、滞在許可期限を1か月間または2か月間延長する措置をとってきましたが、今後はこの措置が取られません。ワーキング・ホリデーによりアイルランドに滞在中の方は、期限までに出国する必要があります。

1 アイルランド入国管理局 (ISD) は、8月20日から9月20日の間に期限を迎える滞在許可は自動的に1か月間延長することを8月18日付で発表しましたが、アイルランド外務省から日本国大使館への連絡によれば、今後延長の措置は取られないことになったため、これまでの延長措置によって滞在を続けているワーキング・ホリデーの方は、最後に延長された滞在許可期限までに出国する必要があります。該当する方は、早急に出国の準備を進め、不法滞在とならないように、くれぐれもご注意ください。

なお、ISDは、本件につき特段の発表は行わないとのことです。

駐日アイルランド大使館 (東京) は、今後延長の措置が取られない点について、ウェブサイトで案内していますので、次のURLから参照ください (当該ページの「Frequently Asked Questions (FAQ)」を選択)。

<https://www.dfa.ie/irish-embassy/japan/our-services/visas/working-holiday-programme/>

なお、ISDによる自動延長措置の最新の発表 (8月18日付) は、次のURLのISDウェブサイトトップページの「Notice 3」のとおりです。

<http://www.inis.gov.ie/en/INIS/Pages/Home>

2 ISDは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、上記以外にも外国人登録窓口の閉鎖を受けたオンライン申請などの措置を取ってきました。ワーキング・ホリデー以外の滞在資格の方におかれても、ISDウェブサイト等の関連情報をよく参照し、ご自身の滞在許可について確認の上、必要がある場合は所定の手続き・申請を行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けてISDが取った措置についてのよくある質問 (FAQs) は、次のURLから参照下さい。

<http://www.inis.gov.ie/en/INIS/Immigration-Service-Delivery-Covid-19-FAQ4.pdf/Files/Immigration-Service-Delivery-Covid-19-FAQ4.pdf>

在アイルランド日本国大使館

住所: Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73